

# 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)の改正について(中間のまとめ) 【概要版】

この「中間のまとめ」は、「気候変動の危機など人類・生物の生存基盤を脅かす問題、健康で安全な生活環境に支障を及ぼす問題等に適切に対応し、これまで以上に環境への負荷を低減するには、環境確保条例に定める関係規定を改める必要がある。」として、2007年5月31日に都が行った諮問に対し、東京都環境審議会が条例改正のあり方について検討してきた内容を中間的に取りまとめ、2007年12月21日に都に報告されたものである。

今後、この中間のまとめに関する都民意見を募集し(2007.12.26~2008.1.25)、この結果も参考に審議会で更に議論を進め、2007年度中に、「環境審議会答申」として取りまとめられる予定である。

## ■東京が気候変動対策に取り組む意義

◎これからの10年間は、今を生きる我々の世代が、地球環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点  
◎直ちに温暖化ガス排出総量の大幅な削減にむけた行動を開始しなければならない

### 【東京が率先して気候変動対策を強化する3つの意義】

- ① 気候変動のもたらす脅威から都民の生命、財産、健康を守るとともに、東京自身の持続可能な発展を可能とする。
  - ・気候変動は、ヒートアイランド現象の深刻化や集中豪雨の激化などの形で、都民の生活に更に直接的な影響をもたらす恐れがある。
  - ・温暖化に伴う気候変動の危機は、局所的公害への対応というレベルをはるかに超える、東京が直面する最大の脅威であり、こうした危機を回避するために、東京が気候変動対策への取組を強化することが必要
- ② 東京において、エネルギーを必要最小限だけしか使わずに、豊かで快適な都市生活を送ることのできる低炭素型の社会をいち早く実現し、それを新たな都市モデルとして世界に発信する。
  - ・目指すべき新たな都市モデルは、便利さや豊かさを犠牲にするものではなく、高度の省エネルギー技術と再生可能エネルギーの大幅な利用により、快適な都市生活と地球環境への負荷の極小化が両立する社会
  - ・世界人口の過半が都市に住む時代、地球の未来が都市の未来を決める時代において、現代文明が高度に集積する先進国の大都市こそ、大幅なCO<sub>2</sub>の削減を可能とする低炭素型社会への移行を先導しなければならない。
- ③ 実効性のある具体的な対策を示せない国に代わって、先駆的な施策を実現し、我が国の気候変動対策の行き詰まり状態を打開する。
  - ・到来する低炭素社会は、省エネルギーや再生可能エネルギーなどの分野で世界に誇る優れた技術を有している日本の企業がその技術力を活かし、更に活躍の場を広げることができる時代
  - ・我が国の環境政策を牽引してきたこれまでの公害行政等の経験を踏まえ、日本の首都として、気候変動対策の分野においても、現在の閉塞状況を東京の取組によって突破することが必要

## ■都の気候変動対策における今回の条例改正検討の視点

- ① 環境確保条例の改正による新たな制度の構築は、様々な事業の構築、企業やNGO等との連携など、総合的な気候変動対策の推進の一環として位置付け
- ② 都が環境確保条例に初めて地球温暖化対策に関する制度を規定した2000年以降、現在までの経験を踏まえるとともに、気候変動の危機の深刻化に対応した制度の構築
- ③ 環境確保条例で規定すべき内容に関しては、今回の中間のまとめで提起した内容に限らず、技術革新や経済状況の変化、世界動向等も踏まえ、あらゆる分野において検討を継続

## ■今回の条例改正にあたっての基本的考え方

- ▶ 産業・業務・家庭・運輸のあらゆる部門において、大企業、中小企業、家庭、官公庁など、都内のあらゆる主体が、役割と責任に応じてCO<sub>2</sub>の削減に取り組むことが不可欠
- ▶ 都市機能が高度に集積している東京におけるCO<sub>2</sub>排出削減を確実に実現していくためには、排出実態と削減ポテンシャル(潜在的可能性)を十分に踏まえた上で、都の特性にあった削減対策を講じていくことが重要

# 新たに規定する事項の内容

## 1 地球温暖化対策計画書制度の強化（温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入）

### ■制度強化の必要性と背景

- ・都内の業務・産業部門におけるCO<sub>2</sub>排出量は、都内のCO<sub>2</sub>排出量全体の4割以上を占め、業務部門では1990年度比33%増加（2005年度）
  - ・事業所数では1%にも満たない大規模CO<sub>2</sub>排出事業所からの排出量が、都内の業務・産業部門の排出量の約4割を占め、一所当たりの平均排出量は一般家庭の約3,300世帯分にも及ぶ
- ⇒CO<sub>2</sub>をはじめとする温暖化ガスの大幅な削減を実現するには、これら温暖化ガス排出量の大きい事業所が、より積極的に削減対策に取り組んでいくことが求められる

### ■制度強化の方向性

#### 現行「地球温暖化対策計画書制度」

- ・温暖化ガス排出量が相当程度大きい事業所を対象に、削減対策計画等の作成・提出を義務付け
  - ・計画書及び取組結果を知事が評価・公表することにより、一定の対策の実施を促進
- \*対策の実施の程度は事業者の自主性に委ねられる

制度強化

- 対策の実施だけでなく、対象事業所からの温暖化ガス排出総量そのものを抑制することにより、総量削減を確実に実現できる仕組み
- 削減対策の実施に加え、温暖化ガス排出総量の削減義務を導入
- 補完的措置として、実質的な削減を可能とする排出量取引のしくみを導入（義務以上の削減量や、中小規模事業所での削減量などを取引可能に）

㊦ 制度の概要・イメージは別紙参照

## 2 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設

### ■制度強化の必要性と背景

- ・都内には、全国の1割強をも占める約70万の中小規模事業所が存在し、業務・産業部門の約6割のCO<sub>2</sub>を排出
- ⇒中小規模事業所の削減を促進する仕組みづくりが必要

### ■制度強化の方向性

#### これまでの取組

- ・地球温暖化対策計画書制度における任意提出制度（2005年度提出実績：19件）
- ・省エネ研修会や省エネ現場相談などによる取組支援

制度強化

- 中小規模事業所が簡単にCO<sub>2</sub>排出量を把握でき、具体的な省エネ対策を実施できる制度の構築
- 全ての中小規模事業者が取り組める省エネ報告書（仮称）の任意提出制度の導入
- 個々の事業所は地球温暖化対策計画書制度の対象規模に満たないが、同一法人が管理等を行う複数の事業所で多くのエネルギーを使用している場合の取組促進
- 同一法人が管理等を行う複数の事業所のエネルギー使用量合計が一定量以上の法人の場合、各事業所の省エネ報告書の取りまとめ、届出義務の導入

## 3 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度（仮称）の導入

### ■制度強化の必要性と背景

- ・東京の都市機能の更新において行われる大規模な開発により、大量かつ高密度なエネルギー需要が発生
- ⇒こうした開発においてCO<sub>2</sub>削減を推進していくため、地域におけるエネルギーの有効利用を図り、低CO<sub>2</sub>型の都市づくりを推進していくことが必要

## ■制度強化の方向性

### 現行「地域冷暖房計画制度」

- ・知事は建築物が集中する一定の地域を地域冷暖房計画区域に指定するとともに、地域冷暖房計画を策定
- ・区域内の建築物の設置者又は管理者に、当該区域の地域冷暖房計画への加入に努める義務

制度強化

- 大規模開発においてCO<sub>2</sub>削減を図っていくため、①建築物の省エネ性能の向上、②未利用エネルギー・再生可能エネルギーの活用、③開発地域に対する効率的なエネルギー供給の実現が重要
  - 一定規模以上の開発を行う事業者に対する義務の導入
    - ・開発計画を策定する早い段階に、「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画」を作成・提出する義務
    - ・当該開発において計画する建築物の省エネ性能の目標値を設定
    - ・熱源方式として地域冷暖房を検討し、これを選択する場合、「地域エネルギー供給に関する計画」を作成する義務
  - 当該開発において建設される建築物の省エネ性能を建築物環境計画書によって確認、必要に応じて指導
  - 優れた地域冷暖房に限定した区域指定の見直し
    - ・都が定めるトップランナー基準に基づく地域冷暖房区域の指定
    - ・指定区域内にある一定の熱需要のある建築物所有者等に熱供給受入検討義務（知事による熱供給の受入検討の要請）

## 4 建築物環境計画書制度の強化

### ■制度強化の必要性と背景

- ・東京の都市活動の顕著な特徴のひとつとして、都心部を中心に活発な都市活動が行われており、建築物に起因するCO<sub>2</sub>排出量は依然増加傾向にある
- ・建築物はいったん建築されると長期にわたり使用されることから、その環境性能の程度は、東京における将来の環境負荷を規定する大きな要因

⇒建築物の新築時等に環境配慮の措置を一層強化していくことが重要

### ■制度強化の方向性

#### 現行「建築物環境計画書制度」

- ・大規模な建築物\*の新築等を行う建築主に、環境配慮の措置と評価を記載した建築物環境計画書の提出を義務付け、知事がその内容を公表 \*延床面積1万㎡超
- ・住宅用途については、販売広告にマンション環境性能表示の掲出を義務付け

制度強化

- より多くの建築物を対象として市場への影響力を高め、環境に配慮した建築物が評価される市場の形成を図る。
  - 計画書制度の対象拡大：1万㎡超からより中規模へ
  - マンション環境性能表示の対象拡大
- 再生可能エネルギーの積極的な導入を誘導
  - 再生可能エネルギーの導入検討義務の導入
- 省エネ性能の高い建築物が取引段階で評価される仕組みを構築
  - 省エネルギー性能評価書（仮称）制度の創設
    - ・建築物の賃貸借等の相手方に省エネ性能の評価を書面で提示
- 大規模建築物の省エネ性能の底上げを図る。
  - 省エネ性能の最低基準の設定と義務化

## 5 家庭用電気機器等に係るCO<sub>2</sub>削減対策の強化

### ■制度強化の必要性と背景

- ・家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量は都内総排出量の4分の1を占め、1990年度比15%の増加
- ⇒家庭からのCO<sub>2</sub>総排出量を削減するための取組を本格的に開始することが必要

### ■制度強化の方向性

#### これまでの取組

- ・家電製品への省エネラベリング制度
- ・白熱球一掃作戦の展開

制度強化

- 家庭でエネルギーを使用する機器を選択する際に、より省エネ性能に優れた機器等の選択を都民に促す
  - 家庭用電気機器等の設置者等に、節電・省エネなどに資する機器を設置する努力義務の導入
- 家庭でのエネルギー消費の33%を占める給湯器をはじめ、機器を選定するための情報等の提供
  - 知事の情報提供努力義務（認定制度等による普及促進）

## 6 自動車から排出されるCO<sub>2</sub>の削減対策の強化

### ■制度強化の必要性と背景

- ・運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量は都内全体の約3割（自動車は都内全体の約2割）を占め、1990年度比7.7%増  
⇒自動車に起因するCO<sub>2</sub>の削減は急務

### ■制度強化の方向性

#### 現 行

- ◎低公害車の普及促進
  - ・自動車使用者への低公害車の使用努力義務
  - ・200台以上の自動車使用者に5%以上の低公害車導入義務
  - ・自動車製造者、販売者、整備事業者への低公害車普及にかかる努力義務等
- ◎駐停車時のアイドリングストップ義務
- ◎粒子状物質等を増大させる燃料の使用や販売の規制
- ◎自動車環境管理計画書制度
  - ・都内で自動車を30台以上使用する事業者に対し、自動車使用の合理化措置などを記載した計画書及び実績報告書の提出義務付け

制度強化

- CO<sub>2</sub>削減の観点から、低公害かつ燃費性能に優れた自動車の普及促進  
→「低公害車」の規定を、「低公害かつ低燃費な自動車」に改める。
- CO<sub>2</sub>削減に寄与するエコドライブの取組促進  
→自動車等の運転者がエコドライブに努める義務の導入
- 再生可能エネルギーの利用により、燃料の面からもCO<sub>2</sub>を削減  
→自動車燃料等の製造者による開発促進・安定供給努力義務、販売者による環境情報の説明義務、使用者の使用努力義務の導入
- 自動車交通需要発生の原因となる運送事業者を利用する事業者（買主・売主等）による取組促進  
→買主・売主等事業者の自動車利用合理化に係る努力義務  
→一定規模以上の貨物取扱量がある事業所を有する事業者への、新たな環境管理計画書の作成・提出の義務付け

## 7 小規模燃焼機器におけるCO<sub>2</sub>削減対策の強化（省エネ型ボイラー等の普及拡大）

### ■制度強化の必要性と背景

- ・2005年度の都におけるCO<sub>2</sub>排出量の約8%が小規模燃焼機器からの排出であると推計  
⇒現在大気汚染対策として行っている低NO<sub>x</sub>燃焼機器の認定制度を活用し、低CO<sub>2</sub>の観点からも小規模燃焼機器の性能向上・普及促進を図っていくことが必要

### ■制度強化の方向性

#### 現 行

- ・小型ボイラー類、内燃機関類（ガスヒートポンプ等）を設置する者がNO<sub>x</sub>排出量の少ない燃焼機器の設置に努める義務
- ・知事が低NO<sub>x</sub>機器に係る情報提供に努める義務（低NO<sub>x</sub>ボイラー等の認定・公表）

制度強化

- 小規模燃焼機器を設置する際に、低NO<sub>x</sub>に加え、省エネ性能に優れた機器の選択を促す。  
→小規模燃焼機器の設置者に低NO<sub>x</sub>かつ低CO<sub>2</sub>機器を設置する努力義務の導入
- 知事に低NO<sub>x</sub>かつ低CO<sub>2</sub>機器の情報提供努力義務（認定制度等による普及促進）

## 今後の気候変動対策の展開に向けて

- 1 国や自治体との連携：首都圏を中心とした先進的な他の自治体との連携強化、国の制度との必要な調整
- 2 制度の検証と見直し：各主体の取組状況、世界動向、技術革新や社会経済状況等の変化も踏まえ、制度の検証と必要な見直しが必要
- 3 気候変動対策の更なる検討：今回検討した以外の事項についても、多様な手法により、有効な気候変動対策の具体化を図り、大幅なCO<sub>2</sub>削減を実現していくことが必要

# 「地球温暖化対策計画書制度」の強化：制度イメージ

## 〔これまでの都の取組〕

- 2000 (H12) 年 12 月：環境確保条例制定 「地球温暖化対策計画書制度」創設
- 2002 (H14) 年 4 月：制度施行（第一段階）～まず自らの排出量を把握することを促進
- 2005 (H17) 年 4 月：改正制度施行（第二段階）～都が選定した一定の対策（基本対策）の実施を促進（都が指導・助言、評価・公表）

※総量削減の義務ではなく、一定の対策の実施を促進する制度  
自主的取組を前提とした指導助言では、基本対策を超える目標対策レベルの取組は十分に計画化されない。

これまで5年間、自主的取組を推進

※確実な排出総量の削減のためには、より踏み込んだ対策が必要

## ■制度設計の基本的な考え方と制度（案）■

### 【制度設計の基本的考え方】

- 1 総量削減を確実に達成するしくみ
- 2 取組の優れた事業者が評価されるしくみ
- 3 実質的な排出量削減を可能とする排出量（削減量）取引のしくみ
- 4 東京の都市の活力を高め長期的な成長を可能とするしくみ

### 【制度（案）】

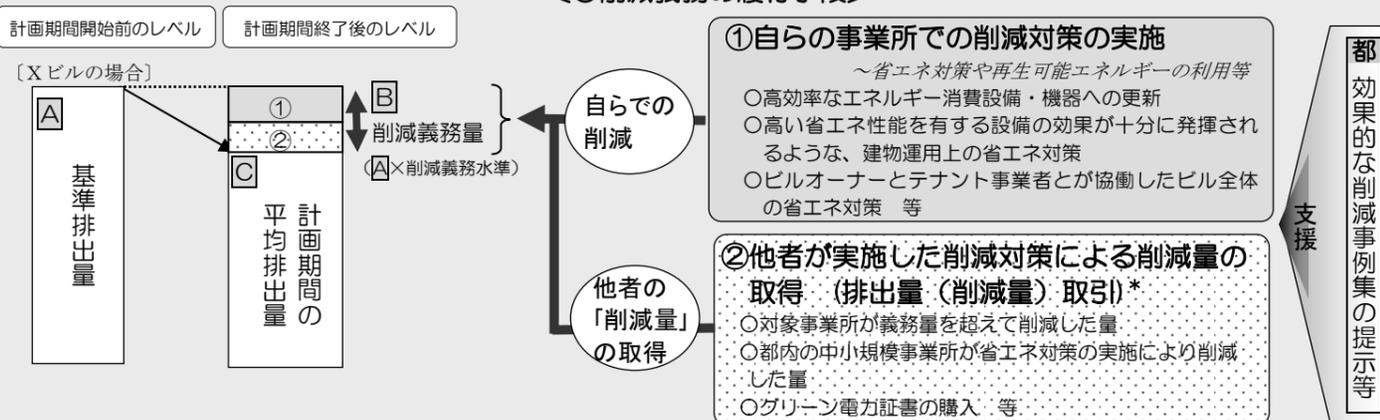
◎対象：温暖化ガスの排出量が相当程度大きい事業所\*（義務対象者（基本）：対象事業所の所有者）  
※燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1500 kℓ以上の事業所  
◇対象事業所となるテナントビルへの対応：義務対象者はビルオーナーを基本に検討。そのうえで、テナント事業者に対し、ビルオーナーの総量削減義務等の履行に協力する義務等を設定

◎計画期間：①制度開始年度 2010（平成 22）年度（予定）  
②計画期間 5年間程度 温暖化ガス削減にむけた早期の取組を促進  
（例：第一計画期間 2010～2014 年度、第二計画期間 2015～2019 年度）  
\*同時に、2020 年など中期的に必要な削減レベルを示し、計画的な省エネ設備投資の実施を促進

◎主な義務：①温暖化ガス排出量の削減義務、②「削減対策計画書」「進捗状況報告書」等の提出・公表  
◇削減のベースとなる排出量（基準排出量）：基準年度\*のエネルギー使用量等から算出した温暖化ガス排出量  
※複数年度平均：2005-2009 年度のいずれか複数年度、又は、2002-2004 年度の 3 か年度  
◇削減義務水準：2つの視点から設定 視点①：削減対策の実施による削減余地等  
視点②：都の温暖化ガス削減目標(2020 年までに 2000 年比▲25%)の達成

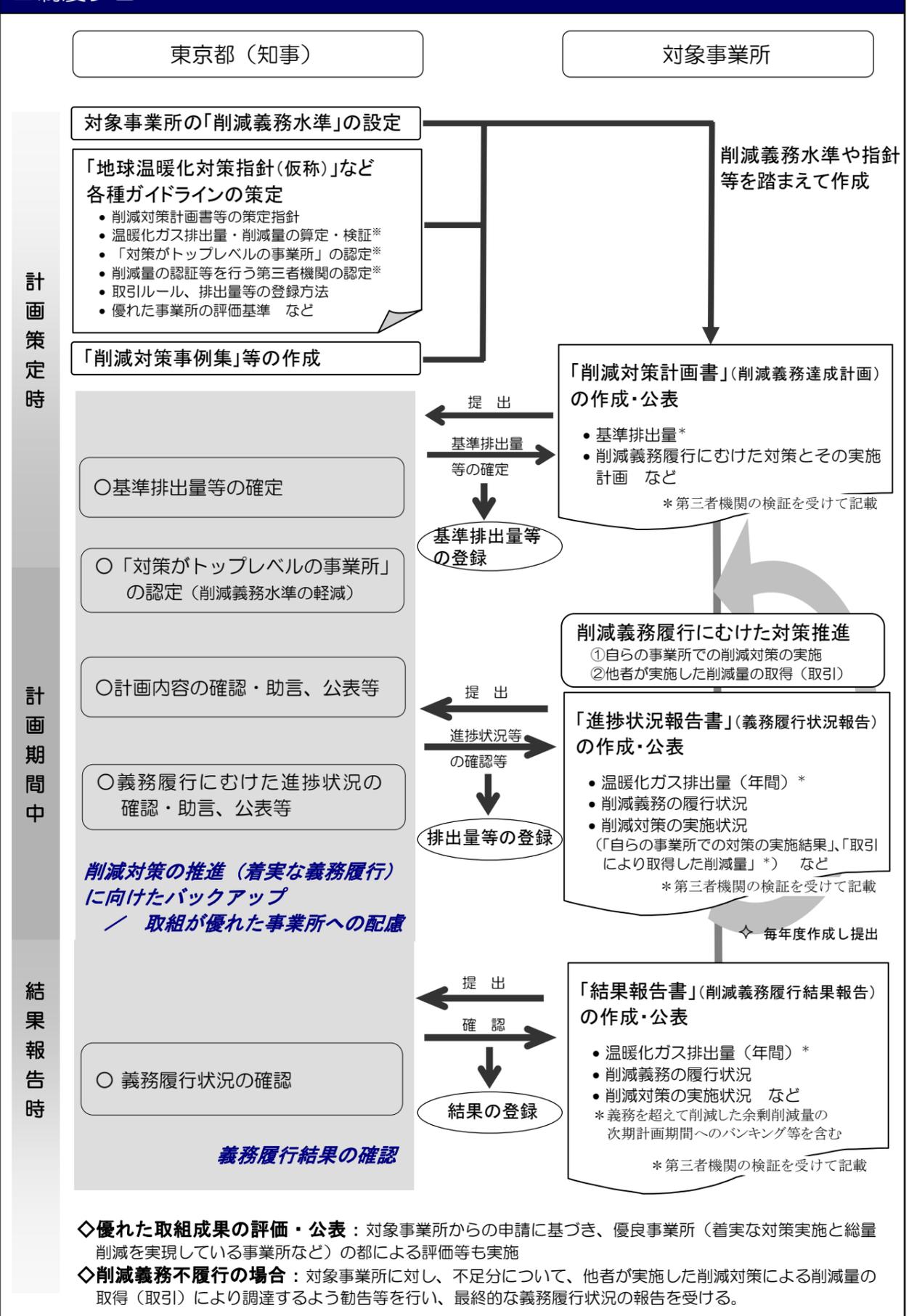
\*積極的に取り組んできた事業者の取扱い ⇒ 「対策がトップレベルの事業所」は削減義務水準を軽減  
⇒ 現行制度期間中での総量削減の実績が反映されるようにする。

### 〔◎削減義務の履行手段〕



\*取引を通じての義務の履行は、削減量が検証されたもののみ（確実な総量削減を目指す）  
（都外での削減量の取扱い：取得量に一定の制限を設定するなどして、限定的に取引の対象とする）

## ■制度フロー



※ 各種ガイドラインは、専門家の意見等を踏まえて作成  
「対策がトップレベルの事業所の認定」にあたっては、第三者機関の確認を経た対象事業所からの認定申請を受け、省エネ技術の専門家の意見等を踏まえ都が認定。認定された対象事業所は削減義務水準が軽減される。